

平成 18 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社

(URL <http://www.ccs-inc.co.jp/>)

代 表 者 名 代表取締役社長 米田 賢治

(コード：6669 JASDAQ)

問い合わせ先 取締役管理本部長 松室 伸二

(TEL：075-415-8280)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 15 日開催の取締役会において、平成 18 年 10 月 27 日開催の当社第 13 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)及び会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)(以下、これらを合わせて「会社法等」という)がそれぞれ平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 端株制度廃止に伴い文言の削除をするものであります(変更案第 6 条、第 9 条、第 10 条)。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様これらを提供したものとみなされることから、情報開示の充実に資するよう規定を新設するものであります(変更案第 14 条)。
- ③ 緊急時や議案の内容に応じて取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 24 条)。
- ④ 取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設するものであります(変更案第 26 条、30 条)。

なお、変更案第 26 条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑤ 会社法等の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。

・変更案第4条(機関)

当社に取締役会及び監査役を置く旨の定め。

・変更案第7条(株券の発行)

当社は株券を発行する旨の定め。

・変更案第9条(株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) 今後の機動的な資本政策を遂行するため、当社の発行可能株式総数を増加するものであります(変更案第6条)。

(3) 取締役の経営責任をより明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、あわせて任期の調整に関する規定を削除するものであります(変更案第19条)。

(4) その他、会社法等の施行に伴い、条文の加除および移設に伴う条数の変更等を行うとともに、一部字句および表現の整理等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年10月27日(金)

定款変更の効力発生日 平成18年10月27日(金)

以 上

別紙

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、シーシーエス株式会社と称し、 英文ではCCS Inc. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 製造物の生産・検査・観察用途の照明機器の開発、製造および販売 2. 電子応用装置の開発、製造および販売 3. 電子制御機器に関する開発、製造および販売 4. 電子計測システム、画像処理システムの開発、製造および販売 5. 測定器、分析機器、計測機器の開発、製造および販売 6. 光学機器の開発、製造および販売 7. 電子部品、産業用ロボットの組立加工機器の開発、製造および販売 8. ファクトリーオートメーションの企画、設計 9. 植物の育成、栽培を用途とする装置の開発、製造および販売 10. 植物の栽培促進に関するノウハウの研究、開発および販売 11. 農産物の生産、販売および輸出入 12. 医療用機械器具の開発、製造および販売 13. 商業施設照明の開発、製造および販売 14. 情報提供サービス業 15. コンピュータソフトウェアの開発、販売 16. 総合リース・レンタル業 17. 各種コンサルティング業	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
18. 各種講演会ならびに研修会の企画、開催 19. 国内外における特許権、実用新案権等の工業所有権その他の無体財産権、技術、ノウハウ等の取得、企画、開発、保全、利用、売買、賃貸借、仲介 20. 出版、印刷業 21. 上記各号に附帯関連する一切の業務 (本店所在地) 第3条 当社は、本店を京都市に置く。 (新 設) (公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第2章 株 式 (発行する株式の総数および端株の割合) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>33,600株とする。</u> ② 当社の端株原簿に記載すべき端数の1株に対する割合は、<u>100分の1とする。</u> (新 設)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> 1. 取締役会 2. 監査役 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000株とする。</u> (削 除) (株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ3第1項第2号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第8条 当社は、 <u>会社法第 165 条第2項</u> の規定に基づき、取締役会の決議をもって <u>市場取引等により自己の株式を取得</u> することができる。
(基準日)	(削 除)
第7条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の株主総会において権利を行使すべき株主とする。	
② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第8条 当社は、 <u>株式および端株につき名義書換代理人</u> を置く。	第9条 当社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。
② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>	② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u>
③ 当社の株主名簿および端株原簿ならびに <u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取りおよびその他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社において取り扱わない。</u>	③ <u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第9条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式および端株に関する取り扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 (招 集) 第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u> (新 設) (招集権者および議長) 第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。	(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 (招 集) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。</u> (定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年7月31日とする。</u> (招集権者および議長) 第13条 (現行どおり) ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
	第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをを行う。	第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。	② 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第 13 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理として、その議決権を行使することができる。	第 16 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録)	(削 除)
第 14 条 株主総会における議事の経過の要領および結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。	

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 15 条 当社の取締役は、8名以内とする。 (取締役の選任方法) 第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第 17 条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (取締役会の招集権者および議長) 第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 17 条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ (現行どおり) (取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (取締役会の招集権者および議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第 19 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の3日前までに</u>発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに</u>各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> ② <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長・取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</u> ② <u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
(取締役会の決議の方法) 第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u> (新 設)	(取締役会の決議方法) 第 23 条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第 24 条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>
(取締役会の議事録) 第 22 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会規程) 第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬および退職慰労金) 第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(削 除)
(新 設)	(取締役の責任免除) 第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
第5章 監査役	第5章 監査役
(監査役の員数) 第 25 条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(監査役の員数) 第 27 条 (現行どおり)
(監査役の選任方法) 第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(監査役の選任方法) 第 28 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第 27 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬および退職慰労金)	(削 除)
第 28 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u>	
(新 設)	(監査役の責任免除)
	第 30 条 <u>当社は、会社法第 426 条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
第 29 条 <u>当社の営業年度は、毎年8月1日から翌年7月 31 日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u>	第 31 条 <u>当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月 31 日までの1年とする。</u>
(利益配当)	(期末配当および基準日)
第 30 条 <u>当社の利益配当金は、毎年7月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対してこれを支払う。</u>	第 32 条 <u>当社は、毎年7月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u>
(中間配当)	(中間配当および基準日)
第 31 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年1月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u>	第 33 条 <u>当社は、毎年1月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(配当金の除斥期間) 第 32 条 当会社の利益配当金および中間配当金 が、その支払開始の日から満3年を経 過してもなお受領されないときは、当会 社はその支払い義務を免れるものとす る。	(配当金の除斥期間) 第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支 払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払 い義務を免れるものとする。